

関 係 条 文

I. 消防本部及び消防署の義務設置に係る政令指定制度

○ 消防組織法（昭和22年法律第226号）（抄）

〔消防機関〕

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる消防機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 1 消防本部
- 2 消防署
- 3 消防団

〔消防本部及び消防署の義務設置〕

第10条 政令で定める市町村は、前条の規定にかかわらず、消防本部及び消防署を置かなければならない。

○ 消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令（昭和46年政令第170号）（抄）

消防組織法第10条に規定する政令で定める市町村は、市及び総務大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定する町村とする。

消防本部及び消防署を置かなければならない市町村の指定状況
(平成13年4月1日現在)

指定市町村数	3,159
未指定市町村数	68

II. 救急業務の実施義務に係る政令指定制度

○ 消防法（昭和23年法律第186号）（抄）

〔救急業務〕

第35条の5 政令で定める市町村は、救急業務を行なわなければならない。

○ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）（抄）

第43条 法第35条の5 の政令で定める市町村は、消防組織法第10条の規定に基づき、消防本部及び消防署を置かなければならない市町村とする。

※救急業務の実施義務に係る政令指定の要件の変遷

昭和38年（制定時）

- ①消防本部を置かなければならない市町村であること。
- ②人口10万以上であること。
- ③当該市町村の区域内の人口集中地区の人口の合計が5万以上であること。

昭和42年改正

- ①消防本部を置かなければならない市町村であること。
- ②人口5万以上の市であること。

昭和43年改正

- ①消防本部を置かなければならない市町村であること。
- ②人口4万以上の市であること。

昭和44年改正

- ①消防本部を置かなければならない市町村であること。
- ②人口3万以上の市であること。

昭和45年改正

- ①消防本部を置かなければならない市町村であること。
- ②次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ・ 人口3万以上の市又は町であること。
 - ・ 人口2万以上3万未満の市町村であって、当該市町村の区域内における交通事故の発生件数が人口1万当たりおおむね50件以上であること。

昭和46年改正

- 自治大臣が当該市町村の人口、交通事故の発生件数等を考慮して指定する市町村であること。

昭和49年改正

- 消防組織法第10条の規定に基づき、消防本部及び消防署を置かなければならない市町村であること。

政令指定市町村数の変遷（各年4月1日現在）

昭和39年	1 0 5
昭和50年	2, 4 6 2
平成14年	3, 1 5 4